

伊勢崎都市計画特別用途地区の変更（伊勢崎市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
特別業務地区 (第1種地区)	約25.7ha	流通業務施設以外の建築物を規制する。
特別業務地区 (第2種地区)	約23ha	風俗施設及び娯楽施設の用に供する建築物を規制する。
合計	約48.7ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

伊勢崎市の玄関口である伊勢崎駅前地区では、健全な都市環境と商業地の形成保持を図り風俗施設等の立地を制限するため、特別用途地区を指定している。今回、より地域の実情に即した建物用途制限を行うため、伊勢崎駅周辺地区地区計画を変更し、風俗施設等の制限を強化することとなったため、当地区の特別用途地区を廃止するもの。

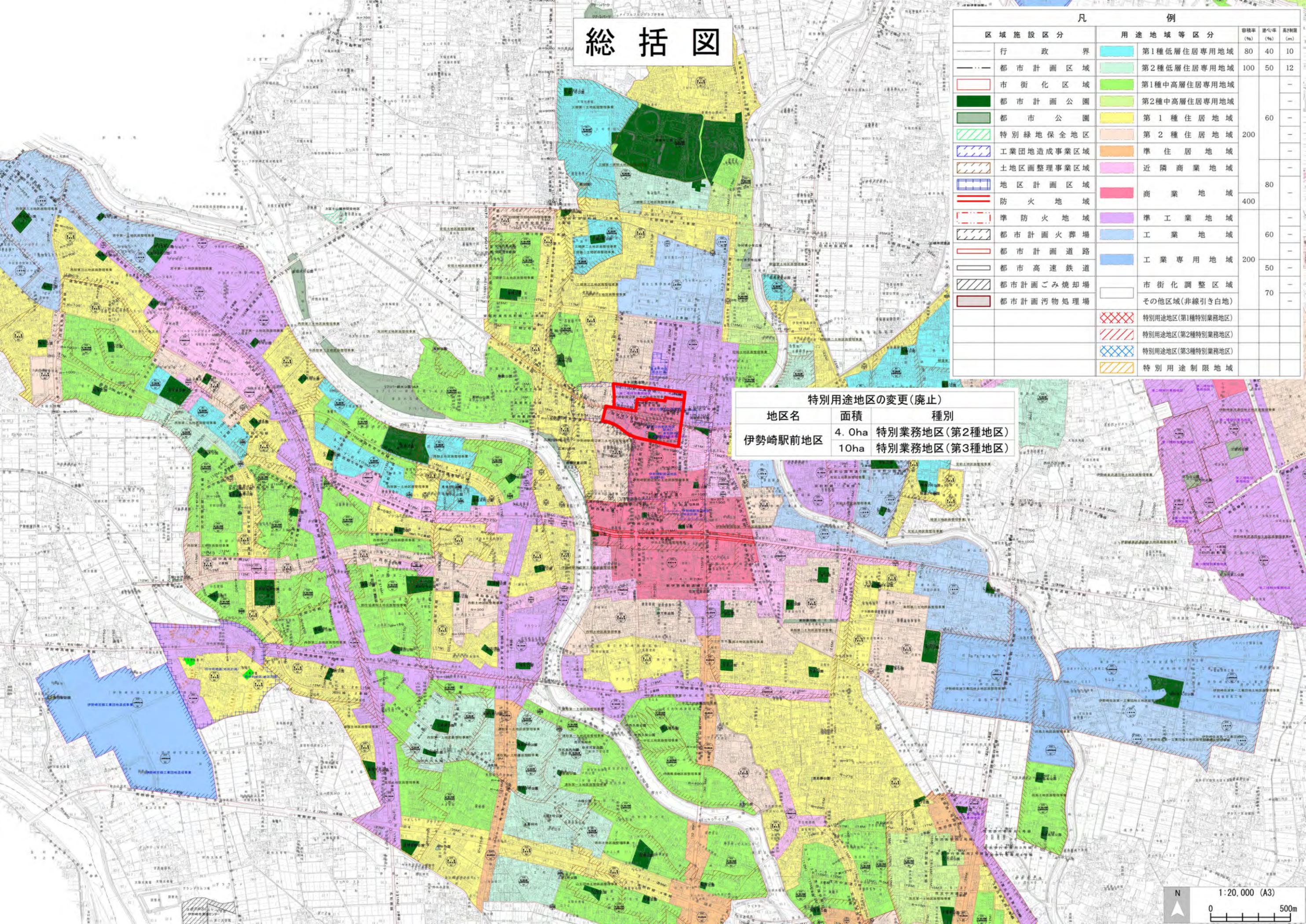
伊勢崎都市計画特別用途地区の変更（伊勢崎市決定）（参考）変更前後対照表

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
特別業務地区 (第1種地区)	約25.7ha	流通業務施設以外の建築物を規制する。
特別業務地区 (第2種地区)	約23ha 約27ha	風俗施設及び娯楽施設の用に供する建築物を規制する。
特別業務地区 (第3種地区)	約-ha 約10ha	風俗施設の用に供する一部の建築物について規制する。
合計	約48.7ha 約62.7ha	

（上段赤字の数値は変更後を示す。）

総括図



凡		例		
区域施設区分	用途地域等区分	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	高さ制限 (m)
行政界	第1種低層住居専用地域	80	40	10
都市計画区域	第2種低層住居専用地域	100	50	12
市街化区域	第1種中高層住居専用地域			-
都市計画公園	第2種中高層住居専用地域			-
都市公園	第1種住居地域		60	-
特別緑地保全地区	第2種住居地域	200		-
工業団地造成事業区域	準住居地域			-
土地区画整理事業区域	近隣商業地域			-
地区計画区域	商業地域		80	-
防火地域	準工業地域	400		-
準防火地域	工業地域		60	-
都市計画火葬場	工業専用地域		200	-
都市計画道路	市街化調整区域			-
都市高速鉄道	その他区域(非線引き白地)		70	-
都市計画ごみ焼却場	特別用途地区(第1種特別業務地区)			-
都市計画汚物処理場	特別用途地区(第2種特別業務地区)			-
	特別用途地区(第3種特別業務地区)			-
	特別用途制限地域			-

特別用途地区の変更(廃止)		
地区名	面積	種別
伊勢崎駅前地区	4.0ha	特別業務地区(第2種地区)
	10ha	特別業務地区(第3種地区)

計画図

伊勢崎市

特別業務地区(第2種地区)
A=約 4.0 ha(廃止)

特別業務地区(第3種地区)
A=約 10 ha(廃止)

特別用途地区凡例

--- 廃止区域

測点の表示凡例

①~②	現道中心
②~③	用途地域界
③~⑦	都計道中心
⑦~⑧	区道中心
⑧~⑨	都計道中心
⑨~⑬	区道中心
⑬~⑬	都計道中心
①~⑦	都計道中心



1:2,500 (A3)

